

電子申請及び電話ファクシミリによる公文書公開の請求に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 電子申請及び電話ファクシミリ(以下「ファックス」という。)による公文書公開の請求に関する手続及び事務の取扱いについては、西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号。以下「条例」という。)及び西宮市情報公開条例施行規則(昭和62年西宮市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(請求)

第2条 条例第10条の規定による公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)は、電子申請及びファックスにより行うことができる。

2 電子申請により公開請求を行う者は、規則第2条に定めるもののほか、電子メールアドレスを公開請求の際に明らかにしなければならない。

3 ファックスにより公開請求を行う者は、規則第2条に定めるもののほか、ファックス番号を公開請求の際に明らかにしなければならない。

(受理)

第3条 電子申請による公開請求の受理日は、当該電子申請を開封した日とする。

2 ファックスによる公開請求受理日は、ファックス着信確認日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の電子申請及びファックスによる公開請求書の記載内容に公文書の特定ができない等、不備がある場合は請求者にその補正を求め、これが補完できた日を受理日とする。

(公開の請求及び受理以外の取扱い)

第4条 第2条及び第3条以外の取扱いは条例及び規則に規定する方法による。

付 則

この要綱は、平成12年12月10日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日から実施し、平成13年9月25日から適用する。